

三重県立図書館ホームページ広告掲載審査会設置要領

(目的)

第1条 三重県広告掲載要綱第11条の規定により、図書館ホームページに掲載する広告の可否を審査するため、三重県立図書館ホームページ広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会は別表のとおり委員長及び委員をもって構成する。
- 3 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。
- 5 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ当該広告に関連する事務を所掌する室等に意見を求めることができる。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議を持ち回りで開催することができる。

(事務局)

第2条 審査会の事務局は、三重県立図書館に置く。

附則

この要領は平成26年6月20日から施行する。

附則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和５年４月１日から施行する。

附則

この要領は令和７年４月１日から施行する。

別表（第１条関係） 三重県立図書館ホームページ広告掲載審査会

委員長	三重県立図書館長
委員	総務部広聴広報課長
委員	総務部法務課長
委員	総務部財政課長
委員	総務部デジタル推進局デジタル改革推進課長
委員	子ども・福祉部子ども・福祉総務課長
委員	環境生活部文化振興課長
委員	環境生活部人権課長
委員	教育委員会事務局社会教育・文化財保護課長